

令和7年度山形県地域防災計画修正案の概要

I. 県地域防災計画の概要

山形県地域防災計画は、災害対策基本法第40条に基づき、災害から県民の生命や財産を守るため、各種災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的、基本的事項を定めており、政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえ、県計画に検討を加え、必要に応じて修正することとしている。

II. 計画修正の方針

- 1 令和6年7月25日からの大雨災害を踏まえた修正
- 2 政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえた修正
- 3 その他の防災に係る諸施策の充実

III. 修正（追記）の主なポイント

1 令和6年7月25日からの大雨災害を踏まえた修正

- ①自助の推進、地域における防災人材の育成
 - 「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえた防災学習の推進
- ②防災DXの加速
 - 避難所運営支援システム（防災アプリ）の導入
- ③被災者支援の充実
 - トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ④保健医療福祉支援の体制・連携の強化
 - 発災後速やかな福祉活動の充実・強化

(2) 関連する法令の改正を踏まえた修正

- ①被災者支援の充実
 - 在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供
 - 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- ②活動火山対策の強化
 - 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及

(3) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ①避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - 自治体、保健・福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
 - 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供
- ②岩手県大船渡市林野火災を踏まえた見直し
 - 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
 - 林野火災注意報、警報の創設
 - 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

2 政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえた修正

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ①被災者支援の充実
 - トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮（再掲）
 - 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
 - パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置（再掲）
 - 避難所における生活用水の確保
- ②保健医療福祉支援の体制・連携の強化
 - 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
 - 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
 - 発災後速やかな福祉活動の充実・強化（再掲）
- ③自治体支援の明確化
 - 応援職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペースのリスト化
- ④防災DXの加速
 - 新総合防災情報システム（SOBO-Web）や新物資システム（B-Plc）の利活用促進、研修・訓練の実施
 - 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
 - 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

3 その他の防災に係る諸施策の充実

- ①広域防災拠点の設置
 - 大規模災害発生時における応急対策活動の中核となる広域防災拠点の設置
- ②県民防災デー（防災点検の日）による防災意識の向上
 - 県民防災デー（防災点検の日）の設定による、防災意識の向上に資する啓発活動の強化
- ③物資の備蓄、調達計画の強化
 - 基本的な備蓄に関する考え方を明記
- ④男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化
 - 災害対策本部や防災会議への女性参画の推進

令和7年度 山形県地域防災計画の主な修正内容

令和8年3月 山形県防災くらし安心部

◆令和7年度の修正内容

- 1 令和6年7月25日からの大雨災害を踏まえた修正
- 2 政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえた修正
 - (1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
 - (2) 関連する法令の改正を踏まえた修正
 - (3) 最近の施策の進展等を踏まえた修正
- 3 その他の防災に係る諸施策の充実

◆主な修正内容

※記述箇所の凡例 … ㊦：震災対策編 ㊧：風水害等対策編 ㊨：津波災害対策編

1 令和6年7月25日からの大雨災害を踏まえた修正

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
①自助の推進、地域における防災人材の育成	<p>自助の推進、地域における防災人材の育成を図るため、「地域における防災学習アクションガイド」を策定することに伴い、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、県及び市町村は、「<u>地域における防災学習アクションガイド</u>」を踏まえ、<u>防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。</u> 	<p>㊦：第2編第3章 (7P、8P)</p> <p>㊧：第1編第2章 (10P、11P)</p> <p>㊨：第2編第3章 (5P、6P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
②防災 DX の加速	<p>デジタル技術の活用により、被災者支援を迅速化・効率化するため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。<u>なお、情報の把握にあたっては、避難所運営支援システムを活用するよう努める。</u> 	<p>㊦：第3編第4章(41P) ㊧：第1編第3章(27P) ㊨：第3編第4章(45P)</p>
③被災者支援の充実	<p>避難所における良好な生活環境の確保のため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町村は、避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレー等</u>のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 ・住民の避難が数日以上にわたる場合は、<u>避難所運営にあたって、生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた安全な適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めること、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、市町村を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。</u> 	<p>㊦：第3編第4章(41P) ㊧：第1編第3章(27P) ㊨：第3編第4章(45P) ㊩：第3編第4章(42P) ㊪：第3編第4章(46P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
④保健医療福祉支援の体制・連携の強化	<p>保健医療福祉支援の体制・連携を強化し、福祉的支援を充実させるため、次の内容を追記する。</p> <p>・ <u>福祉活動計画</u></p> <p>1 <u>計画の概要</u> <u>大規模災害発生時に避難所等において、高齢者、障がい児・者、女性・妊産婦、こどもなどの要配慮者に対して、福祉ニーズの把握やスクリーニング、相談対応や介護を要する者への応急的な支援等を行う福祉活動について定める。</u></p> <p>2 <u>福祉活動計画フロー</u> <u>避難生活の開始</u> ↓ <u>福祉ニーズに関する状況の把握</u> ↓ <u>福祉活動（山形DWA Tの派遣等）の実施</u></p> <p>3 <u>県による総合調整</u> <u>県は、必要に応じ、被災地における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。</u></p> <p>4 <u>福祉ニーズに関する状況の把握</u> <u>県は、市町村等から、被災地における福祉ニーズの情報収集を行う。</u> <u>また、被災地に先遣隊を派遣することにより、能動的に福祉ニーズの把握に努める。</u></p>	<p>㊦：第3編第10章(52P)</p> <p>㊧：第1編第3章(28P)</p> <p>㊨：第3編第9章(56P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
	<p><u>5 福祉活動の実施</u></p> <p><u>(1) チームの編成</u> <u>県（山形県災害福祉支援ネットワーク協議会）は、被災市町村等からの派遣要請を受け、山形県災害派遣福祉チーム（山形DWA T）のチームの編成にあたって、協力団体等に対してチーム員の派遣を要請する。</u> <u>協力団体等からの派遣可否の報告を基に、チームの編成を行う。</u></p> <p><u>(2) チームの派遣</u> <u>編成したチームを被災地の避難所等へ派遣する。なお、必要に応じて、活動期間を延長する。</u></p> <p><u>(3) 活動内容</u> <u>避難所等において次の活動を行うこととする。</u></p> <p><u>ア 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング</u> <u>イ 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援</u> <u>ウ その他（避難所等における福祉的な課題への対応等）</u></p> <p><u>6 国等への支援要請</u> <u>県は、被災地における福祉支援体制を確保するため、必要な場合は、国（厚生労働省）又は他の都道府県等に対し協力要請を行う。</u></p>	

2 政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえた修正

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
①被災者支援の充実	<p>避難所における良好な生活環境の確保のため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u> ・<u>市町村及び水道事業者は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u> 	<p>☉：第2編第7章(10P) ⑩：第1編第2章(14P) ⑬：第2編第8章(9P) ⑯：第2編第18章(21P) ⑰：第2編第18章(23P)</p>
②保健医療福祉支援の体制・連携の強化	<p>保健医療福祉支援の体制・連携を強化し、福祉的支援を充実させるため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県は、保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部を設置し、指揮系統を確立する。それぞれの本部において、各種コーディネーター、リエゾン、DHEAT等が協働し被災地域の保健医療福祉に係るニーズに対応するための方策を立案するとともに、それらの対応や種々の情報伝達が途切れないよう、人的資源の調整を行う。医療救護の初動の中心はDMATであるが、それらの活動と並行して、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、国立大学病院、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所</u> 	<p>☉：第3編第9章(51P) ⑬：第3編第5章(55P) ⑯：第3編第14章(58P) ⑰：第3編第13章(62P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
	<p><u>も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</u></p> <p>・ <u>関係者間の連携</u> <u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。</u></p>	
③自治体支援の明確化	<p>発災時に派遣される応援職員に対して活動するための資機材や宿泊場所を確保する等、広域応援・受援体制の実効性を高めるため、次の内容を追記する。</p> <p>・ <u>県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・海上保安庁・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u></p> <p><u>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p>	<p>㊦：第3編第1章 (32P、33P)</p> <p>㊧：第3編第1章 (36P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
④防災 DX の加速	<p>デジタル技術の活用により、被災者支援を迅速化・効率化するため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報は防災情報システムや新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。<u>なお、防災情報システム等の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。</u> ・<u>新物資システム（B-PLo）の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。</u> ・<u>市町村及び県は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u> ・被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努めるとともに、<u>収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</u>区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあっては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。 ・避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</u>併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> Ⓒ：第3編第2章(39P) Ⓓ：第3編第2章(43P) Ⓔ：第2編第17章(19P) Ⓕ：第2編第17章(20P) Ⓖ：第2編第19章(23P) Ⓗ：第2編第19章(25P) Ⓙ：第3編第2章(39P) Ⓚ：第3編第2章(43P) Ⓛ：第3編第4章(41P) Ⓜ：第1編第3章(27P) Ⓨ：第3編第4章(45P)

2 政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえた修正

(2) 関連する法令の改正を踏まえた修正

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
①被災者支援の充実	<p>在宅・避難者や車中泊避難者など、多様な支援ニーズに対応するため、福祉サービスの提供を明記する。また、広域避難を円滑に進めるため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 <p>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。 	<p>㊦：第3編第4章 (41P、42P)</p> <p>㊧：第1編第3章(27P)</p> <p>㊨：第3編第4章 (45P、46P)</p> <p>㊩：第3編第1章(34P)</p> <p>㊪：第3編第1章(38P)</p>
②活動火山対策の強化	<p>火山災害における、防災知識の普及のため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、県と協力して、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。さらには、県と連携し、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。 	<p>㊫：第2編第3章(38P)</p>

2 政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえた修正

(3) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
①避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	<p>避難所以外で避難生活を送る避難者等の環境整備のため、災害発生時における関係者間の連携を図り、被災者支援が円滑に行われるよう、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県及び市町村は、保健・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の实情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u> ・<u>県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u> 	<p>㊦：第2編第7章 (10P、11P) ㊧：第1編第2章 (13P、14P) ㊨：第2編第8章 (9P、10P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
②岩手県大船渡市林野火災を踏まえた見直し	<p>岩手県大船渡市林野火災を踏まえ、火山予防、消火活動、装備等の充実強化のため次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県、市町村、森林管理署その他林野関係機関は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知や林野火災に関する広報資料の作成・周知に努め、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。</u>また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ、ラジオ及びSNS等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。 ・ <u>火災注意報の的確な発令と警戒</u> 市町村長は、林野火災の予防上注意を要する気象状況と認めるときは、<u>林野火災予防に係る注意喚起を行うとともに、林野火災注意報を的確に発令する。</u> ・ <u>林野火災警報の的確な発令と警戒</u> 市町村長は、林野火災の予防上危険な気象状況と認めるときは、<u>林野火災警報を的確に発令し、林野周辺における火の使用制限を行う。</u> 	④：第2編第9章 (47P)

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
	<p>・市町村又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関情報共有するとともに、早期に応援要請を行う。<u>また、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するとともに、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。また、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u></p>	<p>⑧：第2編第9章(49P)</p>

3 その他の防災に係る諸施策の充実

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
①広域防災拠点の設置	<p>大規模災害発生時における応急対策活動の中核となる広域防災拠点の設置について明記し、広域応援の円滑な実施に資するため、次の内容を追記する。</p> <p>・ <u>広域防災拠点の設置</u></p> <p><u>県は、県内における大規模災害発生時に、国、自治体、関係機関等による広域応援の円滑な実施に資するため、応急対策活動の中核的な拠点として広域防災拠点を設置する。</u></p> <p><u>広域防災拠点の果たすべき役割と機能は次のア～エとし、近隣の施設の機能を活用したネットワーク型の分散設置も可能とする。</u></p> <p><u>ア 応援部隊が被災地に進出するための拠点</u> <u>イ 被災地において応援部隊の指揮・宿営・燃料補給等を行う拠点</u> <u>ウ 支援物資の受入れと被災地への送り出しを行う拠点</u> <u>エ 航空機又は船舶による医療搬送や物資輸送等が可能な拠点</u></p> <p><u>県は、被災状況に応じて、あらかじめ指定した候補施設の中から適切な施設を選定し、広域防災拠点を設置する。また、当該施設等の管理者に対し、広域防災拠点として使用することに対する協力を求め、拠点としての機能が適切に運用されるよう努める。</u></p> <p>・ <u>広域応援のための広域防災拠点の設置</u></p> <p><u>県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、被災都道府県への応援が必要になった場合、円滑に広域応援活動を実施するため、山形空港及びその周辺に広域防災拠点を設置する。</u></p> <p><u>広域応援のための広域防災拠点の果たすべき役割と機能は次のア～エとし、県は、必要な機能が確保されるよう努める。</u></p>	<p>㊦：第3編第1章 (33P)</p> <p>㊧：第3編第1章 (36P、37P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
	<p>ア <u>応援部隊が被災地に進出するため一時的に集結する進出拠点</u> イ <u>被災地で活動する応援部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点</u> ウ <u>支援物資の受入れと被災地への送り出しを行う拠点</u> エ <u>航空機による医療搬送や物資輸送等が可能な拠点</u></p>	
②県民防災デー(防災点検の日)による防災意識の向上	<p>県民防災デー(防災点検の日)の設定による、防災意識の向上に資する啓発活動等を強化を図るため、次の内容を追記する。</p> <p>・<u>県民防災デー(防災点検の日)による防災意識の向上</u></p> <p><u>県は、毎年3月11日を「県民防災デー(防災点検の日)」に設定し、市町村、学校、関係機関等と連携して、防災意識の向上に資する啓発活動を展開する。</u></p>	<p>㊦：第2編第3章(8P) ㊧：第1編第2章(11P) ㊨：第2編第3章(6P)</p>
③物資の備蓄、調達計画の強化	<p>避難生活に必要な物資について、基本的な備蓄の考え方を明記し備蓄、調達計画の強化を図るため、次の内容を追記する。</p> <p>・<u>避難生活に必要な食料や飲料水については、発生が予想される地震の最大避難者数を想定した最低必要量(3日分)に対し、県民及び未被災市町村の備蓄により1/2、被災市町村の備蓄により1/4、県の備蓄により1/4を賄うことを基本とし、不足が生じる場合は国によるプッシュ型物資支援等を活用する。また、それ以外に避難生活において必要となる生活必需品等については、今後国が示す備蓄すべき品目・数量等に関する方針を踏まえながら、市町村と県が連携して確保に努める。</u></p>	<p>㊩：第2編第19章(24P)</p>

修正項目	県地域防災計画の修正内容	対象頁 (新旧対照表頁)
④男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化	<p>災害対策本部や防災会議への女性参画を推進し、男女共同参画の視点に立った取組を進め、地域の災害対応力の向上につなげていく観点から、次の内容を追記する。</p> <p>・県及び市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、<u>平時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。さらに、災害対策本部に占める女性職員や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。</u></p>	<p>㊦：第1編第1章(2P) ㊧：第1編第1章(2P)</p>